

指定（介護予防）短期入所生活介護事業所
在宅総合ケアセンター 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会医療法人正和会が開設する指定（介護予防）短期入所生活介護の事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員又は看護職員等の従業者（以下「職員」という。）が利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護又は要支援者に対し、適切な短期入所生活を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 社会医療法人正和会五十嵐記念病院短期入所生活介護施設
在宅総合ケアセンター
- 2 所在地 秋田市土崎港中央1丁目17番23号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業に従事する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（介護業務と兼務）
管理者は、施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 医師 1名（五十嵐記念病院と兼務）
- (3) 生活相談員 1名
- (4) 看護職員 5名
- (5) 介護職員 20名
- (6) 機能訓練士 1名
- (7) 栄養士 1名
- (8) 調理員 9名（五十嵐記念病院と兼務）

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は60名とする。

(短期入所生活介護の内容)

第6条 短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、清拭による清潔の保持
- (2) 排泄の自立援助
- (3) 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話
- (4) 食事の提供及び栄養管理
- (5) 生活動作の改善又は維持のための機能訓練
- (6) 利用者の健康管理
- (7) 家族に対する相談、助言等の援助
- (8) その他レクリエーション、行事等のサービスの提供

(利用料等)

第7条 指定短期入所生活介護を利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載されている1割または2割または3割の額とする。

2 前項の他、次に掲げる利用料金の支払いを受ける。

- (1) 食材料費
- (2) 送迎に要する費用
- (3) 理美容代
- (4) 前各号に掲げるものの他、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用

3 前項で掲げた費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるとする。

(通常送迎の実施地域)

第8条 通常送迎の実施地域は秋田市・潟上市・男鹿市・南秋田郡とする。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員

- 会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第10条 指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、事業所の運営規程の概要、短期入所生活介護職員の勤務体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

(協力医療機関)

第11条 事業所は利用者の病状の急変などに備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めておかなければならない。

(緊急時における対応方法)

第12条 職員は利用者に緊急事態が生じたときは、直ちに管理者に報告するとともに、主治医或いは協力医療機関に連絡し、医師の指示に従う。なお、その間必要に応じて適切な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第13条 利用者に対するサービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(身体拘束の制限)

第14条 職員は、短期入所生活介護の提供に当たり、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（業務継続計画の策定等）

- 第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（非常災害対策）

- 第17条 職員は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。
- 2 管理者は、自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を図り、利用者の安全に対して万全を期さなければならない。
 - 3 前項の防災訓練については、年2回以上実施するものとする。

（秘密保持）

- 第18条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守しなければならない。
- 2 事業所の職員であった者が、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずる。
 - 3 事業所は、居宅支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者又は家族等に同意を得ることとする。

（その他運営についての重要事項）

- 第19条 事業所は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 2 回

- 2 事業所は、適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(規程の補足)

第 20 条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会医療法人正和会と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成 19 年 1 月 20 日から施行する。

平成 21 年 12 月 1 日一部改訂

平成 27 年 4 月 1 日一部改訂

平成 27 年 8 月 1 日一部改訂

令和 03 年 4 月 10 日一部改正

令和 04 年 2 月 1 日一部改訂

令和 04 年 4 月 1 日一部改正